

## 【学部生向け】よくあるご質問（免除、授業料納付について）

### ■Q1. 免除申請の概要を知りたいです。

A. 学部生で、授業料免除を希望される方は原則、日本学生支援機構の「給付奨学金」という制度に申請をします。給付奨学金は、授業料免除とセットになった制度です（高等教育の修学支援新制度）給付奨学金に申請をする＝授業料免除にも同時に申請するとなります。なお、1年生の前期に申請し採用された方は、入学料も免除の対象となります。毎年、春（4月）と秋（9月～10月）に新規申請を受け付けます。令和7年度よりスタートしました、いわゆる「多子世帯」を対象とした授業料免除も給付奨学金とセットになった制度です。多子世帯の授業料免除に申請を希望される方は、給付奨学金に申請を行ってください。

### ■Q2. 前期と後期で、授業料免除額が異なるのはなぜですか。

A. 授業料免除制度は、いくつかの区分に分かれ、区分ごとに所得基準が設けられています。所得基準の審査は、毎年夏ごろ（7月～8月）に行われ、基準を満たしていない場合、10月以降の免除額が減額されたり、免除不許可となる場合があります。詳しくはQ10をご参照ください。なお、多子世帯の方については、扶養する子どもの人数によって免除判定がなされます。詳しくはQ14をご参照ください。

### ■Q3. 免除申請は、毎学期ごとに申請手続きをする必要がありますか。

A. Q1の通り、授業料免除は給付奨学金とセットになった制度です。一度、給付奨学金に申請し採用された方は、毎学期ごとに免除申請手続きを行う必要はありません。ただし、毎年4月に学生本人が行う「在籍報告」という手続きが継続手続きとして必要です。

### ■Q4. 「在籍報告」とは何ですか。

A. 現在も宮崎大学に在籍していることや、生計維持者の扶養する子どもの人数等を日本学生支援機構へ報告する手続きを、「在籍報告」と言います。毎年4月に、学生本人がスカラネット・パーソナルを通じて、日本学生支援機構へ報告します。給付奨学金及び授業料免除を利用している学生全員が対象です。報告する時期になりましたら、大学より学生へ一斉メールで案内しますので、必ず期間内に手続きしてください。

### ■Q5. 授業料について、前期は4月下旬、後期は10月下旬に引き落としがあるかと思いますが、引き落とされていませんでした。

A. 授業料免除申請中の方について、授業料の引き落としは、一旦保留となります。その後、前期は7月下旬頃、後期は12月上旬頃に原則大学に登録されている保護者宛住所へ書面にて免除結果を通知します。（審査状況により、通知時期は前後します。）それまでは、授業料は納付せずに待ちください。結果送付時に納付金額や納付期日等を通知します。

### ■Q6. 入学料も免除の対象となりますか？

A. 入学料が免除対象となるのは、1年生の前期に申請し、免除許可された方です。それ以後に新規申請をされる方は、申請された学期からの授業料が免除の対象となります。（Ex.2年生の前期に新規申請を行い採用された場合、2年生前期からの授業料が免除対象となります。遡って入学料及び1年生の授業料が免除となることはありません。）

---

### ■Q7.授業料を納付後に、免除申請をした場合、どうなりますか。

---

A. 授業料を納付後、免除申請を行い、免除が許可された場合は、免除額に応じて、納付済みの授業料を返金します。返金時期については、免除結果を送る際にお知らせします。

---

### ■Q8.新規申請の〆切を過ぎてしまいました。

---

A. 免除申請の新規受付は、原則春(4月)及び、秋(9月～10月)に申請受付をしております。申請時期については、大学HP及び一斉メールにて案内しますので、必ず申請期間内に申請を行ってください。申請期限を過ぎてしまった場合、次回の申請を検討ください。

---

### ■Q9.「適格認定」とは何ですか

---

A. 毎年、給付奨学金及び授業料免除を引き続き利用できる基準を満たしているか審査することを「適格認定」と言います。「家計」の審査(7月～8月頃)、「成績」の審査(3月頃) 2つの審査が行われます。

---

### ■Q10.「適格認定」の家計の審査について教えてください。

---

A. 家計の審査は毎年夏ごろ(7月～8月)に行われ、10月以降も給付奨学金及び授業料免除を利用できる家計基準を満たしているかどうか、審査が行われます。審査は、マイナンバーから得る情報を元に、日本学生支援機構が判定します。審査の対象となる期間は、毎年異なります。(Ex.2025年前期の場合、2023年1月～12月の情報にて判定されますが、2025年後期の場合、2024年1月～12月の情報にて判定されます。)審査の対象となるのは、生計維持者及び学生本人の所得です。審査の結果、基準を満たしていない場合は、給付奨学金及び授業料免除の額が、前期と異なる場合や、免除不許可となる場合があります。具体的な家計の基準については、下記日本学生支援機構のHPを参照ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_kakei/shienkubun.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html)

なお、多子世帯に該当する方は、Q14、Q15も参照ください。

---

### ■Q11.「適格認定」の成績の審査について教えてください。

---

A. 成績の審査は毎年3月に行われます。基準を満たしていない場合、4月以降の給付奨学金及び授業料免除が停止や廃止となります。審査の結果については、4月上旬に学生へ一斉メールにて通知します。具体的な基準は、下記日本学生支援機構のHPを参照ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_gakuryoku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html)

---

### ■Q12.「適格認定」について学生が行う手続きは何かありますか。

---

A. 適格認定について、学生が行う手続きは原則ありません。家計の審査については、日本学生支援機構がマイナンバーより得る情報により行います。成績の審査については、大学が行います。ただし、家計の審査について、生計維持者の方が海外に住んでいるなどの場合は、別途収入に関する書類の提出が必要となります。その際は、大学より学生へ個別に連絡を行います。

(以下、多子世帯関連の質問をまとめておりますので、ご参照ください)

## 【学部生向け】よくあるご質問（多子世帯関連）

### ■Q13.多子世帯とは何ですか。

A. 生計維持者が住民税上で扶養する子どもの人数が3名以上であり、かつ学生本人が生計維持者の扶養に入っている世帯を「多子世帯」と言います。通常、授業料免除が受けられるかどうかは、Q10の通り家計の審査が行われますが、多子世帯に該当する場合、家計の審査(所得制限)なく授業料が全額免除されます。(別途、資産に関する審査があります)

### ■Q14.前期に多子世帯として授業料が免除されましたが、後期からは多子世帯ではないと通知を受けました。

A. 多子世帯は毎年10月に、引き続き扶養する子どもの人数が3名以上かどうか、及び学生本人が生計維持者の扶養に入っているか、マイナンバーの情報を元に日本学生支援機構が審査を行います。2025年前期の場合、2023年12月31日時点での生計維持者の扶養する子どもの情報で判定されますが、2025年後期は2024年12月31日時点での情報で判定されます。ですので、兄弟の就職や学生のアルバイト収入の影響で扶養する子どもの人数が3名未満等になった場合、多子世帯としての授業料免除は受けられません。

### ■Q15.前期は多子世帯の授業料免除に加え、給付奨学金も受給していたのですが、後期からは給付奨学金は0円になりました。

A. 本制度は、「給付奨学金」と「授業料免除」がセットになった制度です。「授業料免除」について、多子世帯の方は、Q14の通り所得に関する審査は無く、扶養する子どもの人数により免除判定が行われますが、「給付奨学金」については、多子世帯の方であっても所得に関する審査が行われます。2025年前期の場合、2023年1月～12月の所得で判定が行われますが、2025年後期は、2024年1月～12月の所得で判定が行われます。判定対象は、生計維持者及び学生本人の所得となります。ですので、基準を満たしていない場合は、授業料は全額免除だが、給付奨学金は0円となる場合があります。給付奨学金を受給できる所得の目安については、Q10をご参照ください。

### ■Q.16 多子世帯の授業料免除に申請し、不採用となりましたが、確定申告時に扶養人数を誤つており、訂正後、扶養する子どもの人数が3名以上へと修正されました。再審査はしてもらえるでしょうか。

「税の更生の再審査」という手続きを行えば、再審査の対象となることがあります。申請は大学を通さず、直接日本学生支援機構へ行ってください。申請手続きについては、下記URLをご参考ください。なお、「税の更生の再審査」に申請をされた場合は、必ず大学へ申請した旨をご連絡ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/tekikakunintei.html>

### ■Q17.多子世帯無償化制度が適用されることになりましたが、免除額分の授業料の振込がありません。

減免された額の授業料は日本学生支援機構より直接大学に支払われるため、申請者へ授業料の給付はありません。